九十九里町町勢要覧作成業務委託仕様書

１．業務名

九十九里町町勢要覧作成業務委託

２．業務の目的

町制施行７０周年を記念して、九十九里町が有する自然や文化等の多様な魅力や情報について、写真やイラスト等を織り交ぜ、ビジュアル的に読みやすく、また分かりやすく紹介し、町内外に九十九里町の魅力を発信するとともに、町への理解を深め、町民がこれからも住み続けたい、また、多様な世代が移り住んでみたいと思えるように、町のブランドイメージアップを目的に町勢要覧を作成する。

３．コンセプト

作成する町勢要覧は、町内外問わず九十九里町の魅力を広く伝え、町民にとっては町の誇りを再認識し、町外の方にとっては来町してみたい、移り住んでみたいと思えるように、町の人、自然、文化、産業、観光地や特産品などにフォーカスした町勢要覧とする。

また、町がこれまでに作成した町勢要覧や他自治体の要覧にとらわれることなく、これまでにない創造性、独自性に溢れた、町のプロモーションに広く活用できる町勢要覧とする。

４．業務内容

主な業務内容は次のとおりとするが、その他必要と認められる事項については、受託者の提案に基づき、九十九里町と受諾者で入念な打ち合わせのうえ進めること。

①　資料収集

町勢要覧に掲載する資料の収集、取材、写真撮影、整理等を行うこと。

制作に必要な風景やイベント等の写真は、原則として受託者で用意（撮影・取材・取得）すること。また、それらに関する手続きや撮影許可等は原則として受諾者で行うこと。

※季節柄撮影が難しい写真等は町所有のものを提供する場合もある。

②　企画編集

企画、構成、編集、デザイン、レイアウト等を行うこと。

本業務のコンセプトを十分に理解した上で、九十九里町の特長や魅力を効果的に表現でき、読者の興味を引くような工夫やインパクトのある斬新なアイデア等を積極的に盛り込むこと。

③　原稿作成・監修

原稿作成、図表、イラスト、画像の作成、校正、監修等を行うこと。

文章だけではなく写真やイラストを使用し、視覚的に読者を引き付けるような工夫をこらした構成にすること。また、原稿内容や使用するイラスト及び写真等の色合い校正やデザイン監修等は九十九里町と調整しながら決定すること。

④　印刷製本

成果品である九十九里町町勢要覧（冊子）の製版、印刷、製本を行うこと。

成果品は管理しやすい形態で梱包のうえ納品し、万が一、受諾者の責任による重大な誤り（破損・落丁・印刷不調意など）が発覚した場合、受諾者の責任と負担により刷り直すこと。

　　⑤　データ作成

　　　町ホームページで公開できるようにPDF形式で電子データを作成のうえ提供すること（全ページ及びページ別データ）。また、本業務で撮影した写真や作成したイラスト等も電子データを作成のうえ提供すること（JPEG形式等）。

５．委託期間

契約締結日から令和７年３月２５日（火）まで

６．納入場所

千葉県山武郡九十九里町片貝４０９９

九十九里町役場　企画政策課

７．仕様・規格等

・サイズ　　　Ａ４判

・部　　数　　　６，５００部

・ページ数　　　２８ページ程度（表紙含む）※企画提案による増ページは自由とする。

・用　　紙　　　表紙：マットコート菊判93.5ｋｇ

本文：マットコート菊判62.5ｋｇ

・刷り色　　　フルカラー印刷

・製　　本　　　あじろ綴じまたは無線綴じ

・納品方法　　　別紙のとおり梱包し納入場所に搬入

８．成果品

　①　九十九里町町勢要覧（冊子）　６，５００部

　②　町ホームページ等公開用電子データ　一式

　③　本業務で使用した写真や図表、ロゴ、イラスト等の画像データ　一式

９．委託上限額

２，７５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

１０．権利関係

　　①　写真・画像・イラスト等の素材の使用に関して著作権や肖像権の許諾が必要な場合は、受諾者が権利者への許諾を得ることとし、それに伴い発生する費用負担や使用許諾契約等の手続きも受諾者が行うこと。

　　②　著作権や肖像権等に関する紛争が生じた場合（その他、本業務により生じた第三者との争いを含む）は、受諾者自らの責任と費用において解決すること。九十九里町は一切の責任を負わない。

　　③　本業務によって完成し納品された成果品に係る所有者並びに印刷物の著作権等の一切の権利は九十九里町に帰属するものとし、その利用及び再編集や複製は九十九里町が自由に行うことができるものとする。

１１．その他

　　①　本業務において関係法令や条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を漏洩しないように十分に留意すること。また、契約終了後も同様とする。

　　②　本業務の遂行にあたり、必要となる費用、物品及び消耗品等は、すべて事業者の負担とする。

　　③　成果品の品質については、本仕様書の内容を満たしたものとすること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。

　　④　冊子の文字の大きさ・文章・表現・見出しのデザイン・色使い等について、ユニバーサルデザインとすること（色覚バリアフリーにも留意すること）。

　　⑤　本業務に関して、九十九里町が損害を被った場合は、その損害を賠償すること。

　　⑥　本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、必ず九十九里町と協議・調整のうえ決定すること。